

掛川市規則第23号

掛川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の育児休業等に関する規則（平成17年掛川市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1月前まで」を「2週間前まで」に改める。

第3条の次に次の3条を加える。

（条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める会計年度任用職員）

第3条の2 条例第2条第1項第3号ア(イ)の規則で定める会計年度任用職員は、育児休業の申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

（条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合）

第3条の3 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
  - ア 死亡した場合
  - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（条例第2条の4第3号の規則で定める場合）

第3条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。